

適格請求書等保存方式の見直しおよび負担軽減措置の延長を求める要請

消費税に適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)が導入されて間もなく2年が経過しようとしています。

国税庁が発表した2023(令和5)年分の個人事業者の消費税申告件数は前年比86.9%増(91万7千件増)の197万2千件となり、インボイス制度の導入により約2倍に増加しました。このうち免税事業者から新たにインボイス発行事業者に転換した者が87万5千人ですから、2023年から新たな消費税申告者となったほぼ全てがインボイス制度導入前は免税事業者だった者であるといえます。

インボイス制度導入後に全建総連が組合員に対して実施したアンケート(回答2700者)では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換した者のうち65%がインボイス制度導入以降も「価格据え置き」、また、免税事業者のまま取引の継続を希望した者の37%が「消費税相当額の値引き」という対応を取引相手から受けているという状況になっています。

日本・東京商工会議所が2024年に実施したアンケート(回答3149者)でも会員事業者の54.9%が「減収」となり、また、取引相手と価格交渉ができたとする事業者は14.4%(このうち値上げを実現できた事業者は6割)にとどまっています。

2021年から続く国際的な原材料価格の上昇や円安等による物価高騰は未だ上昇傾向が続いており、小零細な事業者ほど適切な転嫁が極めて難しい状況にあります。免税事業者や免税事業者と取引を行う小零細事業者にとってインボイス制度導入による新たな消費税納税義務は事実上「負担」として大きくのしかかっています。

とりわけ建設業は地域の社会インフラや住宅の維持、さらには、災害時の修繕や応急仮設住宅建設など、国民の社会生活に不可欠であり、その現場を支えているのはインボイス制度の影響を受けている小零細な事業者です。

小零細な事業者が引き続き地域の社会・経済活動を支え続けることが出来るよう、次に掲げる項目を要請します。

記

1. 適格請求書等保存方式について、小零細な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除などの影響を受けないような仕組みに見直してください。
2. いわゆる「2割特例」「8割控除」などの負担軽減措置について、適用期間を延長してください。

氏 名	住 所
	注) 同じ住所でも「同上」「〃」とはせず、氏名毎に住所を記入してください。

この署名は集約後、財務省に提出します。また、ご記入いただいた個人情報はこの署名行動以外に使用しません。



全国建設労働組合総連合(全建総連)
National Federation of Construction Worker's Unions

徳島市川内町沖島456
徳島県建設労働組合
電話 088-665-2220